

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	川西市都市計画審議会		
事 務 局	都市住宅部都市政策室都市計画課 内線(2921)		
開 催 日 時	平成15年11月26日(水) 午後2時 ~ 5時		
開 催 場 所	川西市役所 7階 大会議室		
出 席 者	委 員 (敬 称 略)	大西庄衛、糟谷佐紀、崎田喜美枝、篠木良夫、太良木美代子、 名越亮、村上祐章、住田由之輔、西山博大、安田忠司、 中礼思無哉、横谷弘務、太田伊佐夫、上下芳夫、川本修	
	幹 事	石川・野村・鶴川・中西・中石・橋本・大嶋	
	事 務 局	松本・木村・高橋・西田・酒本・柳原	
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・ 一部不可	傍 聴 人 数	2 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 議案第1号 川西市都市計画審議会副会長の選出 (2) 議案第2号 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定(兵庫県決定) (3) 議案第3号 阪神間都市計画都市再開発方針の変更(兵庫県決定) (4) 議案第4号 阪神間都市計画防災再開発方針の変更(兵庫県決定) (5) 議案第5号 阪神間都市計画区域区分の変更(兵庫県決定) (6) 議案第6号 阪神間都市計画用途地域の変更(兵庫県決定) (7) 議案第7号 阪神間都市計画地区計画(多田院北地区地区計画)の決定(川西市決定) (8) 議案第8号 阪神間都市計画地区計画(多田院南地区地区計画)の決定(川西市決定) (9) 議案第9号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更(南部13生産緑地地区ほか5地区、川西市決定) (10) 議案第10号 阪神間都市計画下水道の変更(兵庫県決定) (11) 議案第11号 用途地域の指定のない区域の形態制限の変更(川西市決定) (12) その他 猪名川広域ごみ処理施設に関する説明		
会 議 結 果	議案第1号については、副会長に、中礼委員を選出。 議案第2号から議案第11号については原案どおり決定。 その他については、説明を行いました。		

5. 議 事

議長 (審議経過)
皆さん、こんにちは。
本日は、平成15年度第2回都市計画審議会を開催いたしましたところ、大変お忙しいなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
本日は、市議会の役員改選によりまして、副会長が空席となっておりますので、各議案の審議に先立ちまして、議案第1号として、副会長の選出を行っていただきたいと考えております。
続きまして、過去の2回の都市計画審議会におきまして、説明させていただいております「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「防災再開発の方針」、「区域区分の変更」、「用途地域の変更」、さらには「多田院の2地区の地区計画」これらの決定につきましてご審議いただき、答申を賜りたいと考えております。
また、「用途地域の指定のない区域の形態制限の変更」につきましても、都市計画審議会としての議決をしていただきます。
引き続きまして、これは今回新たな議案ではございますが、「生産緑地地区の変更」、「阪神間都市計画下水道の変更」につきまして、ご審議いただきまして答申を賜りたいと考えております。
また、本日は「その他」といたしまして、「広域ごみ処理施設」の計画決定に至ります今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明を受けておきたいと考えております。
本日の審議会は、特に議題が多ございますが、いずれも答申をお願いするものですので、ご審議の程よろしくお願い申し上げまして、開会に際しましての挨拶とさせていただきます。

事務局
ありがとうございました。
では、先ず初めに先の市議会の役員改選によりまして、市議会議員選出の委員さんが新たに就任されております。そこで、市議会議員選出の委員の皆さんを紹介させていただきます。

新委員紹介

以上で紹介を終わらせていただきます。

ここで、委員の出欠について報告させていただきます。

委員20名の内、本日ご出席いただいておりますのは、15名でございます。

なお、学識経験者の久委員、船岡委員、宝田委員、三輪委員、関係行政機関の田中委員は欠席でございます。

川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、二分の一以上の委員さんが出席されておられますので、本日の審議会が成立いたしましたことをご報告いたします。

それでは、議事進行につきまして、大西会長、よろしくお願いいたします。

議長
それでは、議事を進めさせていただきます。
先ず初めに「議題(1)議案第1号 川西市都市計画審議会副会長の選出」を議題といたします。

なお、副会長の選出につきましては、都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、本審議会に会長及び副会長を置き、会長・副会長は委員の選挙により定めるとございます。また、都市計画審議会条例の施行規則第3条第2項では、委員の中に異議がないときは指名推薦の方法により定めることができるとございます。

副会長の選出について、いかが取り計らいましょうか。

委員
事務局の方で何か案はありませんか。

議長
只今、事務局の方からという声がありますが、副会長の選出はそういうことだと指名推薦により選出するという事で異議ございませんか。

委員
「異議なし」

議長
ご異議がないようですので、副会長の選出につきましては指名推薦の方法により選出させていただきます。

只今、事務局の方で何か案はありませんかというご意見がございましたが、事務局に案がありましたらお願いします。

事務局 事務局で案があればということですが、今まで、市議会委員の中から副会長に就任いただいておりますのが慣例になっておりますので、今回もそのようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

「異議なし」

委員 私は、中礼委員を推薦したいと思います。

議長 他にございませんか。

議長 只今、中礼委員を副会長に推薦するというご意見がございました。お諮りいたします、当審議会の副会長に中礼委員を選出することにご異議ございませんか。

「異議なし」

議長 ありがとうございます。
ご異議なしと認めます。

それでは、中礼委員、副会長席にお移り下さい。

それではここで、中礼副会長に就任の挨拶をお受けいたします。

副会長

就任あいさつ

議長 それでは引き続きまして、議事を進めさせていただきます。
市長より諮問を受けております議題（２）「議案第２号 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（兵庫県決定）」につきまして、議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 （説明）

議長 説明は終わりました。
本議題につきましては、過去２回にわたりまして、先のご審議等をしていただいておりますが、議案第２号につきまして、何かご質問等ございますか。

議長 ご質問は無いようですので、次に、ご意見等がございましたら、発言をお願いします。

委員 意見等、若干ありますので、述べさせていただきます。ここにおける基本理念とか、基本目標について参考にさせていただきます。ここに書いています「自然環境のこと」とか、「安全安心して暮らせる生活空間を持つ都市環境をフォローする」とかの理念があり、もちろん基本目標である「中心市街地の活性化」、これはやるべきと考えます。ただ、具体的な項目になりますと、こういう理念から外れるなあというのが数点あります。

一つはこれ（議案書）でいきますと（議２－１１）のところの自動車専用道路、「第二名神高速道路の整備・計画の促進を図る」というところがございます。ほんとにそれが必要かということでもありますし、今、国の方でも揺れ動いているというか、この整理をするかどうかということでも問題となっています。具体的な問題でも川西市においては環境を悪化させるということはありませんが、メリットがないと私自身は認識しております。そして、住民のご意向をまだ十分にいただけていないというような状況では、「促進を図る」というのは、私は賛成できません。

もう一つは、廃棄物の処理施設（議２－１３）のところ「一般廃棄物については域内での処理が原則とされることから、『兵庫県ごみ処理広域化計画』に基づき、処理施設の整備を進める」ということで、まあ、これに関しては一市三町の廃棄物処理施設のことがらについても、基本的には、そこに書かれてます域内での処理ということだと思います。こういった折りには、それなりに住民の合意が必要であると思っておりますが、なかなか現実では、そうはなっていないというふうに私は認識しています。

ですから、この２点において、伺っておりまして、議案書中にそのような表現がありますので、この議題は賛成できません。

議長 個別の反対意見なんですけれども、議案第2号として反対となるんですね。

委員 はい。

議長 それでは、他に意見はございませんか。

「意見なし」の声

議長 他に意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
議案第2号 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（兵庫県決定）」につきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いします。
賛成、多数でございます。よって、「議案第2号 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（兵庫県決定）」は、原案のとおり可決、決定をいたしましてこの議案につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。

議長 それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。
市長から諮問を受けております議題（3）「議案第3号 阪神間都市計画都市再開発方針の変更（兵庫県決定）」を議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 （説明）

議長 議案第3号の説明は終わりました。
この議案第3号につきましても、過去2回にわたり、ご審議をさせていただいていますが、何かご質問等はありませんか。
ご質疑は無いようですので、質疑を終了させていただきます。続きまして、本議案第3号についてご意見のある方はございませんか。

委員 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、川西市では3つの地区が指定されています。議3-38に書いてあるわけですが、G-1-1というのは後の議題の防災上の問題でも整備する必要があると私自身も認識しております。ただ、おおむね5年以内に決定予定の都市計画ということで市街地再開発事業という項目がある道路以外の建設の部分も計画を立てているということでこの5年以内に出てくるかなと思うんですが、この地域というのが、ジョイン川西の北側に当たるわけですが、整備そのものはしていくべきと考えますけれど、そのジョイン川西では税金投入するということで、組合が本来、責任を持ってやらなければならないという部分を市、行政が最後のところで責任を取ったという事業でありましたけれど、そういう轍を踏まないということで、ぜひこの部分ではやっていって欲しいなと思います。整備そのものは防災上の観点もあり促進すべきと考えます。
G-3-2の中央北というところでは、おおむね5年以内に実施予定の事業とか、都市計画というのは空白でありますから、それはそれで賛成せざるを得ないかなと思うんですが、この基本方針の中でこういうふうに書いてあるんですが「密集市街地の改善のみならず、これら既成市街地の再生や整備については県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼及び協働の下で、生活者の視点に立った安全で安心な魅力あるまちづくりを進める」というふうに書いてあって、住民参加のまちづくりを推進するということを基本方針にしておられますのでね、このことを確実にやっていっていただきたいなあとという思いを込めて、賛成させていただきます。

議長 他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
お諮りをいたします。「議案第3号 阪神間都市計画都市再開発方針の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしということですので、「議案第3号 阪神間都市計画都市再開発方針の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。

議長 それでは、引き続きまして、市長から諮問を受けております議題（4）「議案第4号 阪神間都市計画防災再開発方針の変更（兵庫県決定）」について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 （説明）

議長

説明は終わりました。

議長 議案第4号につきましても、過去2回にわたり、ご審議をさせていただいていますが、何かご質問等はございますか。

ご質疑は無いようですので、質疑を終了させていただきます。続きまして、ご意見のある方はございませんか。

委員

防災再開推進地区として、川西市では小花1丁目の地区が上げられており、これについて、私、賛同させていただきます。先ほど申し上げましたけれど、そういうことの中で、やっぱり、ここはほとんど地権者のおられるところでありまして、そういう地権者の方の意志を尊重して進めていただきたい地域です。こういうふうになったからといって、行政で強引に進めるということは謹んで欲しいものです。それと先ほど言いました財政的な面で、もし組合施行でやるならば、しっかりと責任を取っていただける計画のもとでやって欲しいということを考えております。

議長

他に意見はございませんか。

他に意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。

「議案第4号 阪神間都市計画防災再開方針の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長

異議なしと認めます。したがって、「議案第4号 阪神間都市計画防災再開方針の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。

議長

それでは、次に、市長から諮問を受けております議題（5）「議案第5号 阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）」について議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

（説明）

議長

議案第5号の説明は終わりました。

この案件につきましても、すでにご審議をさせていただいています。只今の説明について、何かご質問等はございませんか。

ご質疑は無いようですので、続きまして、ご意見のある方はございませんか。

委員

後の議題の（7）・（8）に関連することありますから、そちらの方で意見を言うとして、この議題の方は省略させていただきます。

議長

他に、何か意見等はございませんか。

他に意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。

「議案第5号 阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長

異議なしと認めます。「議案第5号 阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。

議長

それでは、引き続きまして、市長から諮問を受けております議題（6）「議案第6号 阪神間都市計画用途地域の変更（兵庫県決定）」について議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

（説明）

議長

議案第6号の説明は終わりました。

この案件につきましても、すでにご審議をさせていただいています。只今の説明について、何かご質問等はございませんか。

ご質疑は無いようですので、続きまして、ご意見のある方はございませんか。

「意見なし」の声

- 議長 ご意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
「議案第6号 阪神間都市計画用途地域の変更（兵庫県決定）」につきましては、
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 「異議なし」の声
- 議長 異議なしと認めます。「議案第6号 阪神間都市計画用途地域の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。
- 議長 それでは、引き続きまして、市長から諮問を受けております議題（7）「議案第7号 阪神間都市計画地区計画（多田院北地区地区計画）の決定（川西市決定）」について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。
- 事務局 （説明）
- 議長 議案第7号の説明は終わりました。
本議題につきまして、皆さん、何かご質問等がございますか。
- 委員 前に説明を受けたと思うんですが、もう一度確認しておきたいんですが、北地区の権利者は1名ですね。それから、北地区と議案第8号の南地区は接していたと記憶しているんですが、南地区の方は40数名だったと思うんですが、再確認のためお願いします。
- 事務局 今回の質問でありましたように北地区の権利者は1名でございまして、南地区におきましては、42名おられます。
- 委員 このような地区計画をするのに1名を権利者で地区計画をする必要があるのか、私は疑問に思うんですが。自分のとこの土地なわけで、こういうふうな計画、地区計画をする必要性が、目的がまず解らない、その中でいろいろ建築してはならない建物の中で図書館とか、診療所とか、病院とかがあり、私思うに風営法、パチンコ屋との関連がある、その地域現在も建ってやっているわけであって、将来こういう風な指定をする必要があるのかどうかというのが、疑問に思うわけでありまして。まあ、1名の方でこういうふうな地区計画というのを上げること自身がですね、どうなのかと、それと将来にわたって、1名の権利者が地区計画をするというのは面積で許されているのか、各自、自分の土地を誰でも地区計画できることなのか、1名の方で地区計画する場合今までは、大規模な開発、そこで将来住宅地が何軒もできるという場合良好な住宅地域を形成するために最初に地区計画をする場合があると思うんですけども。現在ここで、いろいろ営業されている権利者が地区計画をする必要性がどこにあるのか、私には解らないんですがね。そのへんをお願いします。
- 事務局 地区計画につきましては、1名であっても、数百名或いは何千名であっても権利者数に関係なく地区計画は定めることが可能でございます。そして、地区計画を進めるという意味のご質問ですが、現在ゴルフ練習場、パチンコ屋、駐車場及びラーメン屋という土地利用形状になっておりますが、これがいつ、どうなるかというのが将来的に担保できないということでございます。すなわち、ゴルフ練習場につきましては、将来に渡ってそれがずっと続くものでもございませぬ、やはり、良好な住環境、特にけやき坂地区と隣接しておりますので、そういう意味におきまして、良好な住環境を進めるためには、ある一定の用途の制限及び高さとかについて地区計画を進めていくというのが非常に市としてもメリットがあることだと考えております。
- 補足説明をさせていただきますと、当該地区計画案を地元が考える場合は、現行の土地利用形態を考え、さらに、将来の土地利用を考えるわけでありまして、したがって、地権者の意見、特に大きな土地を所有されている方の意見を無視して地区計画、地区整備計画を策定することはできないわけでございます。多田院地区の場合も、現在のパチンコ店の存続を考えられての地区計画地元素案を作成されたものであると理解しております。ただ、地区計画をかけて計画的に整備していこうとされる項目においても、建築物の用途の制限において、ホテル、旅館、射的場、勝馬投票券販売所、自動車教習所を規制し、さらに、沿道商業施設において、パチンコ店を規制すること、建築物等の形態又は意匠の制限、垣または柵の構造の制限をかけており、さらに、多田院南地区においては、公園・道路を地区整備計画に規定するなど地区周辺の環境に配慮されておるものでありまして、さらに、裏側の河川改修への協力や区画整理事業を行うなど計画的な市街地整備が図られるものだと考えておるわけでございます。
- 委員 もう一つだけ教えてほしいのですが、地区計画というものは、いったん決定された地区計画に対して、また、将来新たにこれを変更を出来たり、新たに地区計画をかけることは出来るのかどうか、それだけ、教えて下さい。

事務局 地区計画は本市の将来のまちづくりを担保する都市計画でございますので、住民の意見、今回のように地権者の意見が集約されましたら、地区計画の変更はいつでも可能でございます。

議長 他に、何かご質問等はございませんか。
ご質疑は無いようですので、質疑を終了させていただきます。続きまして、ご意見のある方はございませんか。

委員 懸念することが6つほどあります。その一つはさっきの物件はパチンコ店として営業されている。しかし、パチンコ店をそれ以上上げないということで今回地区計画を出されたわけですけれど、ここも高さが20mというのがありますから、老朽化した後ではそういう高いものが建って床面積を広げることも可能であり、ということは、納得出来ない計画ではあるなと思います。もう一つは、生活利便施設地区でここもまあ20m高さ制限がありますが、大型店舗の建設も可能ということでもあります。どつう形で開発されるか解りませんがそういう懸念材料がある、危惧を持っています。一定地域を規制し、良好なまちづくりをしようということでもありますから、地権者の方だけでなく、周辺の住民の方の意向さえも、今後、行政の方で適切な指導をしていただけるだろうという期待を持って賛成いたします。他は後の議題(8)についてですので、そちらで申し上げます。

議長 他に、意見等はございませんか。
他に意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
「議案第7号 阪神間都市計画地区計画(多田院北地区地区計画)の決定(川西市決定)」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認めます。「議案第7号 阪神間都市計画地区計画(多田院北地区地区計画)の決定(川西市決定)」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書(案)のとおり、市長に答申いたします。

議長 続きまして、同じく議題(8)「議案第8号 阪神間都市計画地区計画(多田院南地区地区計画)の決定(川西市決定)」について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 (説明)

議長 議案第8号の説明は終わりました。
本議題につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 建築してはならない建築物の中に保育所があると思うんですが、保育所というのは、パチンコ店の近くに建てること、隣接としても可能ですか。

事務局 パチンコ店につきましては、風俗営業法の関係と川西市遊技場及びホテルの建築の規制に関する条例というのが2つございます。その中で、保育所があった場合はパチンコ屋が、100m以内は出来ないということになっております。

議長 他に、何かご質問等はございませんか。
ご質疑は無いようですので、質疑を終了させていただきます。続きまして、ご意見のある方はございませんか。

議長 ご意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
「議案第8号 阪神間都市計画地区計画(多田院南地区地区計画)の決定(川西市決定)」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認めます。「議案第8号 阪神間都市計画地区計画(多田院南地区地区計画)の決定(川西市決定)」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書(案)のとおり、市長に答申いたします。

議長 続きまして、市長から諮問を受けております議題（９）「議案第９号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（南部１３生産緑地地区ほか５地区、川西市決定）」について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 （説明）

議長 議案第９号の説明は終わりました。
いずれも、主たる従事者の死亡或いは故障による生産緑地の減農でございます。
この議題につきましては、ご質疑・ご意見を一括してお受けいたします。
何かご質疑等はございませんか。

委員 生産緑地の従事者の故障について教えていただきたいのですが、故障の場合に従事者が行っておった生産緑地が全て廃止なのか、ある一部、あそこは遠いからあっちまでは行かれへん、家の前の畑やから出来るねんという場合があるのか。そういったことを教えて下さい。

事務局 先ず、故障の理由なんですけれども、これはいろいろおられます。最近が高齢の方が多ございまして、８０才を過ぎて病院で寝たきりになっているとか、或いは、事故で腰が曲がられてどうしても従事出来ないなど様々な事由がございまして、ケース・バイ・ケースなんですけれども、一定の判断基準としては医師の診断書を添付していただいて、その中に農業に従事することが不可能であるということを書き記述していただくことを持って判断しています。それから、一部解除か、全部解除かの質問であります。主たる従事者が故障した場合に、持っておられる生産緑地に対して、全部解除するのか一部するのかということは、非常に問題になります。これは双方いろいろ判断がそれぞれの農家でありまして、一部解除される場合には、引き続いて生産緑地が営農されるのが担保されなければ法律の趣旨が全う出来ないということから、主たる従事者が故障されて、一部だけ解除しますという場合は、引き続き従事される人が川西市農業委員会の農家台帳に記載されているということを持って農業が引き続き営農されることとして審査しております。全部解除につきましては、そのようなことがありませんので、すんなりそのまま手続きとして解除されていくこととなります。

委員 最近、特に高齢化、現実に農業には従事はなかなか難しいけれども、公民館に行ってお話をお話をしたり、そのようなことで、お医者さんの診断書が出にくいように思うんですが、あくまでも、医者診断がなかったら、適用にならないのか。

事務局 先ず、法的な枠組みですけれども、死亡それに準ずるような形の重大な障害が起こった場合に解除されることと法律上なっております。その取扱の指針としまして、一つの方法として、診断書によることなどが考えられるというようなことで我々事務にあたってはありますが、今おっしゃられているようなことがまさしく、今、行政課題として認識しております。生産緑地が改正されたのが、平成４年でございますが、１０年くれた今、そろそろ、代もかわって来られてますし、ほんとに診断書がなかったらだめなのか、という課題がある一方で、どうもある業界さんの方が、土地利用を図るためにこういう解除を何とか推進して、建てていきたいという、一方でそういうふうな悩みもございまして、難しく考えているところでございます。

議長 市の農林関係、或いは、市の農業委員会との関係は何か、生産緑地と関係あるんですか。

事務局 先ず、買取申出が出てきますと、生産緑地というのは、生産緑地として行政として、都市計画として担保して行きましようというのが、大元の趣旨でございますので、まず、解除したいという申し出が出てきたときに、ほんとに従事している方が故障されているのか或いは死亡されているのか、農業委員会の方に主たる従事者であるかどうか、証明をしていただくこととなります。それが間違いなく従事している方ですということになれば、今度は、農政、農林部局に対しては買い取りますかどうしますかというようなことを含めて、ご相談をさせていただいて、そのような形で、先ず行政側が緑地として担保しようという大前提がございまして、先ず、行政側がそれを買い取るかどうかという議論の中で、農林部局も絡んできております。

委員 これ、一つ勉強のために教えてほしいんですが、もし、主たる従事者が亡くなった後もですね、例えば親しい方にですね、引き続きお願いする場合もあるかと思うんですが、そのへんは申請主義になっているんでしょうか。

事務局 ちょっと先ほど言葉たらずでしたが、買取申出が行政側が買わないと判断されたときには、今度は広く農業に従事されている方に一般に買い取りませんかという、そういう募集をいたしまして、斡旋いたしまして、それで別の方で買いたいという方がおられれば買う権利が発生されます。ただし、その売買については、一般の売買と同じでございまして、民民の話になりますけれども、そこで、一般の方、例えば我々はサラリーマンが農地を買いたいと言いましても、農業が営農される担保というものが全くございませぬので、次に取得される方も川西市の農家台帳、或いは、農家だということが証明できる方に対しての売買ということになります。

議長 他にご意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
「議案第9号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（南部13生産緑地地区ほか5地区、川西市決定）」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認めます。「議案第9号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（南部13生産緑地地区ほか5地区、川西市決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。

議長 続きまして、市長から諮問を受けております議題（10）「議案第10号 阪神間都市計画下水道の変更（兵庫県決定）」について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 （説明）

議長 議案第10号の説明は終わりました。
本議題につきまして、何かご質問、ご意見等がございますか。

委員 このように面的な区域をなくして、管渠だけの明示ということになって、責任区域、こちらの方も変更されるのか。また、従来どうりされるのか。

事務局 近年ですね、本来、区域は外れますけれども、実際に流域関連公共下水道事業計画というのが各市あります。その区域で規定しておりますので、結果的には何ら変わることはありません。今回、変更しました目的といたしましては、近年、流域関連下水道の排水区域をはみ出して、追加するというような変更がありまして、そういうようなことがあったことによりまして、流域下水道につきましても合わせて変更しなければならぬというような形で事務が繁雑化している。それを今回は、解消するために排水区域を決めたものを、簡素化を実施するという形で変更するものであります。

議長 他にご意見がないようですので、裁決に入らせていただきます。
「議案第10号 阪神間都市計画下水道の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認めます。「議案第10号 阪神間都市計画下水道の変更（兵庫県決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
只今の決定につきましては、今、お配りしております答申書（案）のとおり、市長に答申いたします。

議長 次に、議題（11）「議案第11号 用途地域の指定のない区域の形態制限の変更（川西市決定）」について議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 （説明）

議長 議案第11号の説明は終わりました。
本議題につきまして、何かご質問、ご意見等がございますか。

議長 ご質疑、ご意見等がないようですので、質疑を終了し裁決に入らせていただきます。
「議案第11号 用途地域の指定のない区域の形態制限の変更（川西市決定）」につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議なしと認めます。「議案第11号 用途地域の指定のない区域の形態制限の変更（川西市決定）」につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

この案件につきましては、「特定行政庁の長である市町村に都市計画審議会が設けられている場合は都市計画審議会の議を経て定める」ということになっておりますので、市長に答申という形はとらずに、そのまま、特定行政庁が本日の議決を得て、後の手続きを進めるということとなりますので、答申という手続きはとりませんが、よろしく願い申し上げます。

以上、議案につきましては、全て終了いたしました。たいへん長時間にわたり審議いただき、有り難うございました。

なお、最初のご挨拶でも申し上げましたが、その他のところで、広域ゴミ処理施設の建設につきまして、事業主体であります広域ごみ処理施設組合が環境アセスを行いまして、準備書を作っております。その準備書を広域ごみ処理施設組合において、明日から縦覧に供してございますので、建設場所に関しましては、都市計画決定が必要な施設でございます。決定に際しましては、当然のことながら当審議会に諮問・付議される案件でございますので、今後のスケジュール等につきまして、事務局から説明を受けておきたい、このように考えております。もう少し時間を拝借したいと思いますので、よろしく願います。

事務局 (説明)

議長 スケジュール等の説明がございましたけれども、何か、只今の説明について、質問等はございませんか。

委員 都計素案を作るということで、一部事務組合と相談することで そちらの方で申請するという、話し合いが持たれたと思うんですが、何時から話し合いが持たれたのかということと、いわゆる都計素案なるものは、別に、ここで素案を作るということではなくて、事務的な処理をすれば、それが素案として出せるというものなのでしょうか。

事務局 先ず、いつ頃からというお話ですが。

時期的なもので、いつ頃からそういった打ち合わせをしてきたかということですが、今年度に入って、組合の方からこの区域で決定してほしいという文書が、今年の9月18日に出しております。それに基づいて都市計画決定の手続きを進めている都計素案を作ったということでございます。

もう一点目は、素案についてのことなんですけど、資料のフローにもどっていただいて、この中で都市計画法に定められている16条の公聴会、17条の公告・縦覧、19条の都市計画審議会と続いていくわけなんですけど、今般、単に法律上に基づく公聴会で意見を聴くだけでなく、もう少し事前に説明会を開いて質疑応答という形でやっていきたいと思います。そういう法律上に基づくものではないんですけど、広く意見を聞きましょうということが、今、都市計画の手続として定着しつつあります。そういうことを受けまして、説明会とそれに先だって説明する内容の計画を閲覧の用に供するということでございますので、とりあえず、どういう手続きを踏んだら素案が出来るのか、そういうことではなくて、とりあえずお示しさせていただいて、そしてご意見を頂戴するというようなことでございますので、法的に基づく手続きというよりは、その前段の説明会というふうに理解していただきたいと思っております。

委員 事業主体からの手続きの説明においてフローが出てこなかったのをお聞きしますが、素案は広域ごみ議会からこういう形で、この場所に現実的にはこういうふうにする。これはもう市の素案として都計審の方から出すということになり、手続きだけになるのですか。

事務局 先ほど申しましたように、今年の9月18日に一部事務組合の方から、事業区域を都市計画決定してほしいというふうなことでございました。我々都市計画課としては、区域というのが都市計画決定の重要な決定の一つでございます。その区域を都市計画決定していくことになってまいります。

- 委員 公聴会をもたれるわけですが、質問があった場合、答えるときにこの区域でいいのか、悪いのかという判断を焦点としてやる場合は、都計審の方がやるのか、一部事務組合の方がやるのか。
- 事務局 それぞれの立場がございまして、都市計画の観点から適地である部分もございまして、事業主は事業主として考えもあると思います。どちらがどう答えるというんじゃなくてそれぞれの立場で答えていくようになります。
- 委員 確認として、第19条第1項に基づいて都市計画審議会で審議をやるので、私らが意見を言うのは評価書が完成したものに基いて、意見を言う場合、委員としての意見は入れないものですか。もう一度、意見など言う場所はあるんですか。
- 事務局 公聴会の開催であるとか、公告・縦覧であるとか、そういう都市計画の手続を踏むときは都市計画審議会の方で先にこのような形で内容を説明させていただいて開催していくこととなりますので、そういう機会はあると理解しております。
- 委員 じゃあ、2月までにも1回、2回の審議会を持つと考えて置いていいんですね。
- 事務局 2月に開催予定しています公聴会というのは、説明会と出来るだけ間髪を入れず、一気に意見を聞きたいという趣旨がございまして、そのことを踏まえて、公聴会の開催までは、具体的日付を入れさせて頂いておりますので、これまでに都市計画審議会に報告するという事は考えておりません。
- 議長 都市計画審議会としましては、いずれにしましても、広域ごみ処理場の位置と面積、面積はいくらか、位置はどこか、というのが計画決定の主眼、その位置をどこにするか、都市計画サイドとしての理由が必要でしょうし、ただ、その中にはここが都市計画上いいんだという理由の中には、環境がどうかという部分はありますけれども、それは法律上450t以上ではないので、都市計画として法律上はぜひしなければいけないことではない。それを法律上では必要ないけども事業主体側がやっている。ただ、事業主体側だけでやった部分を都市計画審議会に持ってこられても、自分とかがするのに自分とこでやって、環境に影響ないと言われても、これは都市計画側もそのままそうですかと受け取れないので、環境保全審議会とか、環境影響評価審査会の事業主体のやった影響評価をそこで正当なのか、正しいものかどうか審査なり環境審議会でもやってもらったものを都市計画審議会の方へ送っていただく、都市計画上も環境のファクターの部分は都市計画としては法律上しなくていいんだからそれはしないけれども、それに変わるものとしてこういう形をやりますよということなんです。
- それ以外に今言いましたように、これは川西市だけじゃなくて、市域は全部川西市なんですけれども、川西市の市域内ではありますけれども川西市だけが都市計画審議会に決定すればいいのかというと、一市3町それぞれが我々のごみ処理場は川西市のここに作ります。いうのを一市3町がそれぞれ都市計画決定をしなければだめだということですので、これは川西市と同じことを猪名川町、豊能町、能勢町が都市計画決定をするということですので、川西市だけが独走するわけにはいかないという部分があるようです。
- 委員 大体のところは解りましたが、ここでの審議は、区域・位置の決定ということですが、廃掃法の手続きにつきまして資料等をいただきたいのでよろしく。
- 議長 他に、ご質疑、ご意見等はございませんか。
ご質疑等ないようですので、広域ごみ処理施設の建設の今後のスケジュール等につきまして、終了させていただきます。
以上を持ちまして平成15年度第2回川西市都市計画審議会を終わらせて頂きます。本日は本当に長時間慎重なご審議頂きまして有り難うございました。